

秋田県新規就農者育成方針

秋田県農林水産部農林政策課

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

(1) 新規就農者の確保に向けた課題

農業の担い手の減少が深刻化する中、世界的な食料不安が顕在化しており、広大な農地を有する農業県として、農業の生産力・収益力の維持・増大による食料供給力の強化が求められており、新規就農者が担う役割は極めて大きい。

本県における新規就農状況は、平成25年より12年連続で年間200人を超えてはいるものの、認定農業者の6割強が60歳以上という現状を踏まえると未だ十分とはいえず、更なる確保が必要である。

また、近年増加傾向にある非農家出身の新規参入者については、農地確保や施設・機材等の整備など、初度的費用の負担が大きく、資金面やハード面の支援とともに、関係者一丸となったサポート体制を組み、円滑な就農定着を図っていく必要がある。

(2) 新規就農者に関する目標

指標名	単位	実績値			目標値		
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
新規就農者数	人	271	275	270	310	315	320

※県政運営指針「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」(2022～2025)、同指針「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」(2026～2029)目標に位置づけ

※調査方法(調査時期)：県農林水産部農林政策課調べ(調査対象年の翌年6月)

2 新規就農者に対するサポート内容

(1) 就農希望者への働きかけ・就農へ向けた支援

秋田県農業経営・就農支援センターの就農相談窓口を、公益社団法人秋田県農業公社に設置し、新規就農相談に係る総合窓口として、県内外の就農希望者への就農相談や、東京等で開催される就農相談会での本県農業のPRを行う体制を整え、就農を希望する方々に働きかけるとともに、農業体験を希望する方へ、インターンシップ研修を実施する機会等を提供し、情報発信するなど、本県で就農する意欲喚起を図る。

(2) 就農前の支援

親元就農やUターン、新規参入者等、多様な就農ルートによる就農希望者を対象に、県試験場及び農業士等の下での研修を実施しており、基礎的な栽培技術に加え、販売力や経営、地域連携といった就農者のニーズに応じカリキュラムを強化し、技術・知識等の習得を支援する。

また、研修中の資金面のサポートに加え、就農に向けた準備が円滑に進められるよう、就農計画の策定、雇用就農先とのマッチング、農地情報や中古施設・機械の情報提供等を、市町村・関係団体と連携しながら支援する。

(3) 円滑な就農定着に向けた支援

新規就農者の円滑な就農定着を図るため、秋田県農業経営・就農支援センターの構成メンバーによる指導や、地域の就農定着支援チームによる「経営・技術」「農地」「営農資金」に係る相談に対応できる体制を整え、新規就農者が抱える不安や悩みを解決し、自らが設定した経営目標を着実に達成できるように支援する。

また、就農後の経営の安定化に向けた資金面へのサポートや、機械・施設等の導入支援を行う。

詳細は「別添1」のとおり

3 本事業の交付対象者を選定するための要件及び基礎となる実施要綱別記1別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

別添2のとおり

(別添1)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(令和8年3月現在の情報)

都道府県名	秋田県	問合せ 窓口	(組織名) 秋田県農林水産部農林政策課 (住所) 秋田市山王4丁目1番1号	(電話) 018-860-1726 (メールアドレス) nourinseisaku@pref.akita.lg.jp
-------	-----	-----------	--	---

注: 相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

	目標		直近過去実績				備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合に記載)			
	令和7年度		令和6年度		令和5年度			令和4年度		
	うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下			うち49歳以下		
新規就農者数(必須)	310	140	270	132	275	171	271	167	・直近実績は、秋田県で実施する新規就農調査 から引用	
内訳	新規参入者数	39	25	29	21	34	20	30		21
	新規自営農業就農者数	50	35	39	35	50	40	54		40
	新規雇用就農者数	221	80	202	76	191	111	187		106

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。
なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1 都道府県の紹介等(必須)

就農希望者に向けたサポート宣言	就農希望者に対して、本県農業の魅力を積極的に伝えていくとともに、基礎的な技術習得研修を柱に技術の習得を支援し、新規就農者の育成を図っていきます。
地域と農業の紹介文	農林水産業が魅力的な地域産業として発展できるよう「あきた農林水産ビジョン」(R8年度～R11年度)に基づく施策・事業に取り組み、「米依存からの脱却」「農業産出額の増大」を目標に複合型生産構造への転換を強力に推進しています。その一環として実施している園芸メガ団地等の整備により、えだまめやねぎ、きく等の産地化が飛躍的に進んでいます。
主な農産物	本県農業産出額の6割を占める米のほか、冷涼な気候を活かしたえだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいかといった野菜、りんご、日本なし、ぶどうといった果樹、キク類、リンドウ、トルコギキョウ、ダリア、ユリ類といった花きが県内各地で栽培されています。また、秋田県を代表する畜産物である比内地鶏のほか、近年大規模化が進む養豚を中心に、主に県北地区及び県南地区で畜産が行われています。
地域が求める新規就農者	目標を持ち、意欲と行動力のある新規就農者を待っています。

2 都道府県内のサポート体制(必須)

支援分野	担当機関・部署名	支援分野	担当機関・部署名
就農に向けた相談窓口	秋田県農林水産部農林政策課、農業経営・就農支援センター(公益社団法人秋田県農業公社)、地域振興局農林部農業振興普及課、市町村農政主務課	農業者による指導	指導農業士、秋田県農業近代化ゼミナール
研修支援	県公設試(農業試験場、果樹試験場、畜産試験場)、市町村の研修機関、指導農業士、公益社団法人秋田県農業公社	販路支援	秋田県農林水産部販売戦略室、JA
技術・経営指導	地域振興局農林部農業振興普及課、JA営農指導員、指導農業士、秋田県農業近代化ゼミナール	生活に係る支援(住居、子育て等)	市町村
農地確保支援	農地中間管理機構、市町村の農業委員会	事務局・全体調整	秋田県農林水産部農林政策課
機械・施設等の確保支援	地域振興局農林部農業振興普及課、市町村農政主務課、JA、秋田県農業機械化協会		
資金相談	JA金融主務課、日本政策金融公庫秋田支店		

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

区分	支援項目	支援内容の紹介
就農意欲喚起	○ 就農・移住相談対応、就農相談会の開催	・就農相談会を、東京3回、仙台1回、県内2回実施する予定です。 ・農業経営・就農支援センターで就農に向けた相談(対面又はオンライン)を受け付けています。 (https://akita-agri-navi.com/contact)
	○ 就農体験ツアー・インターンシップの実施	・秋田県で農業法人等への就職や就農を考えている県外在住の方を対象に、農業法人等でのインターンシップ(5日間以内)の研修を実施しています。研修期間に要する滞在費等の一部を助成します。 ・秋田県の魅力や農業を実際に知ることができる機会なので、就農を希望されている方はぜひご参加ください。
	○ ホームページ、パンフレット等での情報提供	・県が作成した「秋田県就農支援マニュアル」をホームページで公開しています。 ・秋田就農ナビ(https://akita-agri-navi.com/)で、新規就農に関する情報や、Instagramを活用した秋田の農業の“今”を発信しています。
	その他	
就農前の支援	○ 研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等)	・Uターン就農希望者や新規参入者等を対象に、基礎的な農業生産や農業経営等に関する座学と農業体験を、秋田県農業研修センターで実施しています。 ・就農前の2年間、市町村の農業研修施設や、県各試験場での基礎研修とプロジェクト研修または現地研修(先進農家)を実施しています。
	○ 就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等)	・農業経営・就農支援センター(公益社団法人秋田県農業公社)、各地域振興局農林部農業振興普及課で就農相談に対応しています。
	○ 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・農地に関して、各市町村農業委員会や農地中間管理機構(市町村窓口)で相談対応しています。 ・中古品の活用を含めた施設、機械の整備は、JA農機具センターで相談ができます。また、補助事業に関する相談は、各市町村農政主務課で対応しています。 ・青年等就農資金や農業近代化資金などの営農資金に関する相談は、各地域振興局農林部農業振興普及課、各JA金融主務課で対応しています。
	○ 販路確保、販路開拓に向けた支援	・秋田アグリフロンティア育成研修において、流通に関する講義や模擬商談の実習を実施しています。
	○ 生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等)	・移住定住登録を行った上で、秋田県内に移住した方に、引越費用等を最大10万円を助成しています。
	その他	

就農後の定着・経営発展に向けた支援	<input type="radio"/>	就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	・各地域振興局農林部農業振興普及課で新規就農者に対して技術情報の提供や指導を行っています。
	<input type="radio"/>	規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	・農地に関して、各市町村農業委員会や農地中間管理機構(市町村窓口)で相談対応しています。 ・中古品の活用を含めた施設、機械の整備は、JA農機具センターで相談ができます。また、補助事業に関する相談は、各市町村農政主務課で対応しています。 ・青年等就農資金や農業近代化資金などの営農資金に関する相談は、各地域振興局農林部農業振興普及課、JA金融主務課で対応しています。
	<input type="radio"/>	販路確保、販路開拓に向けた支援	・スキルアップ研修による営業力の向上や、販路開拓の支援をしています。
	<input type="radio"/>	地元農家や地域住民との交流促進の取組	・年に1回、県内の新規就農者を対象にした交流会を開催し、新規就農者同士の親睦を深め、情報交換ができる場を提供しています。
		生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等)	
		その他	

注: 都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

秋田県では、平成25年より12年連続で年間200人以上の新規就農者を確保しており、令和6年度は270人となっております。引き続き、多くの就農希望者が秋田県を選択していただくよう、「相談・体験・研修・就農・定着」の各段階に沿った支援を継続してまいります。

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(別添2)

**経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業
秋田県加算ポイント項目及び配点について**

区分	項目	ポイント	備考	確認の方法
(1) 研修 (該当するもの 複数選択可能)	① 秋田県の認定を受けた研修機関で1年以上の研修を受けている。	3	最大5 (最小0)	・ 未来農業のフロンティア育成研修修了生(予定)、地域で学べ!農業技術研修修了生(予定)であることを確認。 ・ 地域で学べ!農業技術研修実施要領第6の2に基づき認定を受けた研修機関において研修を修了した(する)ことを確認 ・ 農業大学校や農業関係高校に係る農業系学科等を修了したことを確認。
	② 農業大学校や農業関係高校の農業系学科等を修了している。	2		
(2) 就農形態 (いずれか1つ)	① 新規参入として新たに農業経営を開始、又は開始する予定である。	3	最大3 (最小1)	・ 青年等就農計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の者については、聞き取り等により確認。
	② 親(三親等以内の親族を含む)の農業経営とは別に新たな部門を開始する計画である。	2		
	③ 親の農業経営を継承	1		
(3) 取組品目 (いずれか1つ)	① 県内で重点的に産地化が図られている収益性の高い野菜・林産品目(ねぎ、しいたけ、えだまめ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか)に取り組む計画である。	2	最大2 (最小0)	・ 青年等就農計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の者については、聞き取り等により確認。
	② 県内で重点的に産地化が図られている収益性の高い果樹品目(りんご、なし、もも、ぶどう、おうとう)に取り組む計画である。	2		
	③ 県内で重点的に産地化が図られている収益性の高い花き品目(キク類、トルコギキョウ、りんどう、ダリア、ユリ類)に取り組む計画である	2		
	④ 県内で重点的に産地化が図られている収益性の高い畜産品目(肉用牛、酪農)に取り組む計画である。	2		
	⑤ 上記以外の品目に取り組み、自ら販路開拓に積極的に取り組もうとする姿勢が見られる。	2		
(4) 作型 (該当するもの 複数選択可能)	① 施設園芸に取り組む計画である。	2	最大6 (最小0)	・ 青年等就農計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の者については、聞き取り等により確認。
	② 冬期農業に取り組む計画である。	2		
	③ 土地利用型作物に取り組み、目標年度までに当該品目について、計画初年の2割以上の規模拡大(面積・増頭)を行う計画である。	2		
(5) 技術革新	① 栽培管理データのデジタル化やスマート農機の導入に取り組む計画である。	1	最大1 (最小0)	・ 既実践している場合はデータや活用状況、実践する予定である場合は取組の内容や整備する機器等の内容やスケジュールの聞き取り等により確実であることを確認。
(6) 組織参画	① 農業近代化ゼミナールや青年者組織等に所属し、情報交換や組織活動を通じて、本県農業の維持・発展について考える視点を身につけようとする姿勢が見られる。	1	最大1 (最小0)	・ 聞き取りにより確認する。
計	最大18ポイント、最小1ポイント			

【都道府県加算ポイントに係る調整方法について】

- ① 要望した事業者の県ポイント合計に占める各事業者の当初県ポイントの割合に、持ち点合計を乗じ小数点以下第一位を四捨五入し、県ポイントを決定する。
 ② ①により県ポイントが上限ポイントに達すれば減する。
 ③ ②により余ったポイントは、共通ポイントと県ポイントの合計ポイントのうち最も点数の低い者に配点する。ただし、合計ポイントが同点などにより配点が困難な場合は、当初県ポイントが高い者に優先して配点する。